

第 2 7 回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年9月10日(水)

午前8時57分～午前10時25分

2. 場 所 遠賀町中央公民館 2階 工作室

第 2 7 回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和 7 年 9 月 1 0 日 (水) 午前 8 時 5 7 分～午前 1 0 時 2 5 分

2. 場所 遠賀町中央公民館 2 階 工作室

3. 出席委員 (1 5 名)

議 長	1 番	三原	高志
副議長	2 番	安藤	敏生
委 員	3 番	石井	佐千生
委 員	4 番	林	長輝
委 員	5 番	原田	利春
委 員	6 番	加藤	陽一郎
委 員	7 番	米田	かおる
委 員	8 番	一田	孝雄

委 員	1 番	秦	公美
委 員	2 番	白石	元弘
委 員	3 番	白木	敏明
委 員	4 番	松井	悟
委 員	5 番	矢野	英昭
委 員	6 番	吉田	茂三
委 員	7 番	高崎	洋介

4. 9 月の農業相談委員

4 番	林	長輝	委員
5 番	原田	利春	委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第 4 条の規定による許可申請について

(● ● ● ●)

② 農地法第 4 条の規定による許可申請について

(● ● ● ●)

- ③ 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(●●●●●●●●●●●●●● 代表取締役 ●●●●●)
- ④ 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(●●●●●)
- ⑤ 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(●●●●●)
- ⑥ 農用地利用集積計画の承認について

(2) 報告案件

- ① 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

(3) その他の案件

- ① 農業祭について

6 . 農業委員会事務局職員

事務局長	濱田 美孝
事務局職員	瓜生 哲朗
事務局職員	藤本 慎央

開 会 8 時 5 7 分

議長 皆様おはようございます。時間になりましたので始めたいと思います。本日の出席委員は農業委員 8 名中 8 名、推進委員 7 名中 7 名の出席となっております。
農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。
よって、ただいまより第 2 7 回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の 2、本日の農業相談員は 4 番林長輝委員、5 番原田利春委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第 4 条の規定による許可申請 2 件、農地法第 5 条の規定によ

る許可申請3件、農用地利用集積計画の承認について1件となっています。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の瓜生を指名します。

議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案書の1ページをお開きください。
付議案件①農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。
申請人が上別府にお住まいの●●●●さんで、申請地が3ページの字図にありますように大字上別府字尾倉下278番3、地目は田、面積は171㎡です。
農地区域が農業振興地域内非農用地で、土地の用途区分は無指定の第1種農地となっております。
申請理由は自己住宅の建築となっております。
申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。
営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。
4ページが被害防除計画書です。雨水の排水は水路放流、汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。申請地南西側の宅地との境界には、コンクリートブロック5段積みで擁壁を新設します。
5ページが現況平面図です。北西は公衆用道路、北東から南東にかけては申請人所有の田、南西は宅地と面しております。
6ページが土地利用計画図および排水計画図、縦横断図です。申請地内北東寄りに住宅を建築し、住宅の北東、公衆用道路側に駐車場を配置する計画です。住宅以外の敷地は、アスファルト舗装を行い、北西および南東に向かって勾配をつけます。
排水計画については、雨水は北西の道路側溝、南東にある用悪水路に向かって申請人所有の田を介して水路放流。汚水・生活雑排水は、北東の公衆用道路に既設の公共下水道への接続となっております。

7 ページから 8 ページが建物の平面図および立面図です。図に示されているとおり住宅を建築する予定です。

9 ページが関係者説明に関する調査票です。隣接する農地は申請人本人が所有する農地のみとなっております。

続きまして議案書の 10 ページをお開きください。

付議案件②農地法第 4 条の規定による許可申請についてでございます。

申請人が中間市にお住まいの●●●●さんで、ここで一点訂正がございます。12 ページの字図についてですが、地番に下線を引いております。申請地の枠囲みをしている中が 290 番および 308 番と図示されておりますが、正しくは 307 番 1、308 番となります。申請地内右側の筆が 290 番ではなく 307 番 1 となります。大変申し訳ございません。お詫びをして訂正をさせていただきたいと思っております。申請地が 12 ページの字図にありますように、大字木守字新入田 307 番 1 外 1 筆の 2 筆で、地目は田、面積は 2,736 m²です。

農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は第一種低層住居専用地域の第 3 種農地となっております。

こちらについては無断転用をしていたために、正式に転用申請をするものとなっております。そのため始末書の提出もあっておりますので、この案件の説明の最後に始末書の内容を皆さんと確認させていただきたく存じます。

申請理由は農地改良となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。

13 ページが一時転用許可申請に関する事業計画です。搬入する土量は 1,600 m³で、用排水計画では給水は無し、雨水は自然流下および申請地内南東側に新設する集水枡への水路放流、汚水・生活雑排水の発生はありません。施工計画は令和 7 年 10 月 1 日から着工し、同年 11 月 30 日に完了。その後営農開始となる見込みです。

16 ページが現況平面図です。北側、東側、西側は田、南側は田および一部は公衆用道路と接しております。

17 ページが土地利用計画図および縦横断面図、排水計画図で

す。現在の土地に盛土を行い、農地改良する計画となっています。雨水排水は南側に接している公衆用道路へ向かって排水、または申請地南東側に新設する集水桝への水路放流となります。

18ページから19ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い了承を得ています。

20ページが始末書です。始末書の内容を読み上げます。「今般、転用申請地となる遠賀町大字木守字新入田307番1および308番について、本年5月に許可を頂き307番1を取得することができ、308番と合わせ果樹等を作付けしたいとの思いで計画を考えていました。これまで2筆共に地元の方が水田として利用されていましたが、取得後生産者から連絡を受け、草等の繁殖で周囲の水田に迷惑が掛からないように伐採を行い、前回提出しています始末書に記した仮置きしていた土を周囲の畦高まで搬入した後に届出で済むと想定していたところ、届出が事前に必要ということに失念していた上、私の業者への指示ミスがあり現状のように土を入れ過ぎ、4条申請が必要な状態となり、違反転用となってしまいました。周辺農地の地元生産者等（農事組合、隣接地の耕作者、所有者等）にお詫びと合わせ、今回提出します計画について説明を行っています。尚、今後は地域の農地の利用調整に協力し、農事組合の農業振興に関する取組み・取決めに遵守いたします。連続して始末書を提出することとなり、大変申し訳ございません。ここにお詫びと反省をこめて、なにとぞ寛大なお取り計らいをお願い申し上げます。」とのことです。

続きまして議案書の21ページをお開きください。付議案件③農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が遠賀川に事業所を置く●●●●●●●●●●●●●● 代表取締役 ●●●●●さん、譲渡人が松の本にお住まいの●●●●●さんです。

申請地が23ページの字図にありますように大字今古賀字砂田656番1 外2筆の計3筆で、地目は田、面積は合計1,204㎡です。

農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は第一種住居地域の第3種農地となっております。

申請理由は宅地分譲（２区画）となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。

営農の支障については生産組合長さんの条件付き承諾となっております。２４ページから２５ページをご覧ください。条件の内容は「転用申請地内には、農業用水に関わるバルブや管が埋設されている。転用後、既設の農業用配管等は私有地から完全に切断撤去し、切断した既設の配管から農業用水が私有地へ逆流しない措置を講じること。なお、撤去後のバルブ等は業者の責任で処分すること。また、工事の時期が稲作時期と重なった場合は、事前に生産組合長と対応を協議のうえ撤去工事を行うこと。」となっております。

２６ページが事業計画書です。申請者の事業目的は宅地分譲で、２区画作る予定です。申請理由は遠賀町内での住宅需要の増加が顕著であり、宅地造成工事を行い、住宅用地の供給に努めるため。となっております。施工計画は令和７年１０月から着工し、令和８年６月販売開始となる見込みです。

他法令の手続きとして、現在小規模開発協議の手続き中です。

２７ページが被害防除計画書です。雨水の排水は水路放流、汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。

用地造成に伴う被害防除としては、申請地の北、東、西側に「コンクリートブロック擁壁の２段積みを設ける」となっております。

２８ページが現況平面図です。北側は雑種地および宅地、東側は宅地、西側は用悪水路、南側は公衆用道路に面しています。また、南側の公衆用道路と申請地の間に側溝が設置されています。

２９ページが土地利用計画図です。申請地内を２区画に分けて造成する計画です。北、東、西側の境界にコンクリートブロック擁壁を２段積みで設置する計画です。

３０ページから３３ページが造成計画および縦横断図、給排水計画図です。まずは３０ページの造成計画図から説明いたします。申請地内全面に対し、切土および盛土を行います。続いて３１ページの給排水計画図をご覧ください。雨水は南側の側溝へ水路放流する計画となっております。汚水・生活雑排水は南側に接している道路に埋設されている既存の公共下水道へ接続

できるよう、申請地内に排水管を新設します。なお、給水については、同じく南側に接している道路に埋設されている既存の上水管から引き込みを行います。32ページから33ページが縦横断図です。切土および盛土を行い、南側に向かって勾配をつける計画です。

34ページが関係者説明に関する調査票です。隣接する農地はありません。

続きまして議案書の35ページをお開きください。

付議案件④農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が松の本にお住まいの●●●●さん、譲渡人が岡垣町にお住まいの●●さん外1名です。

申請地が37ページの字図にありますように大字別府字外牟田4294番1 外1筆で、地目は田、面積は合計720㎡です。

農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は第一種低層住居専用地域の第3種農地となっております。

申請理由は自己住宅の建築となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。

営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。

38ページが被害防除計画書です。雨水の排水は溜桝（側溝放流）、汚水・生活雑排水は合併浄化槽へ接続となっております。用地造成における被害防除としては150mm厚のコンクリートブロックを1段から2段積み、または4段積みで土留を行い、L型擁壁を新設、官有地との間には土間コンクリートを敷設するとなっております。

39ページが現況平面図です。北東側は田、北東以外の周囲は公衆用道路と隣接しております。

40ページから41ページが土地利用計画図および排水計画図、断面図です。申請地内は全体的に盛土を行い、東側の道路に向かって勾配をつけます。また、申請地内中央から東側の公衆用道路に向かって集水桝を新設します。

41ページが断面図です。土地利用計画図でもご説明したとお

り全体的な盛土を行います。

4 2 ページから 4 3 ページが建物の平面図です。

4 4 ページが建物の立面図です。平面図および立面図のとおり、平屋建ての自己住宅の建築となっております。

4 5 ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い、無条件で了承を得ています。

続きまして議案書の 4 6 ページをお開きください。付議案件⑤農地法第 5 条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が久留米市にお住まいの●●●●さん、譲渡人が松の本にお住まいの●●●●さんです。

申請地が 4 8 ページの字図にありますように大字木守字村下 1 4 8 6 番 1 外 2 筆の計 3 筆で、地目は田および畑、面積は合計 9 2 5 m²です。

農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は第二種低層住居専用地域の第 3 種農地となっております。

申請理由は共同住宅（2 棟）の建築となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。

4 9 ページが事業計画書です。事業の種類は土木工事業で、申請者の事業目的は共同住宅です。施工計画は許可後から着工し、令和 8 年 4 月に入居者募集となる見込みです。共同住宅は独身者向けのワンルーム 2 棟、1 2 室の新築を計画しております。

5 0 ページが被害防除計画書です。雨水の排水は水路放流、汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。用地造成に伴う被害防除としては「申請地の外周をブロック 2 段で土留する（擁壁を設ける）。」となっております。

近傍農地に支障を与えないための被害防除措置としては、建物の高さを加減するとして、高さ約 8 m となっております。

5 1 ページが現況平面図です。北側は用悪水路、東側から南側にかけて宅地、墓地、畑、山林、公衆用道路、西側は山林および宅地と接しています。

5 2 ページから 5 3 ページが土地利用計画図及び断面図です。申請地内は切土および盛土を行い、申請地内中央より東側及び

西側に向かって勾配をつけます。雨水排水は申請地内に新設する雨水桝および溜桝を介し、北側の用悪水路に向かって水路放流する計画となります。

54ページから56ページが建物の平面図です。

57ページから58ページが建物の立面図です。平面図および立面図のとおり、2階建ての共同住宅2棟、12室の建築となっています。

59ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い、無条件で了承を得ています。

以上が現地調査を伴う案件の説明です。

議長

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 2 2 分

－ 現地調査後 －

再 開 1 0 時 1 6 分

議長

それでは再開します。

まず付議案件①を議題に供します。

地区担当の安藤敏生委員及び白石元弘委員から報告をお願いします。

農業委員
(2番)

特に問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

推進委員
(2番)

同じく問題ないと思われますので、皆様ご審議よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。それでは本件について発言のある委

員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第4条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件①は承認されました。
続きまして付議案件②を議題に供します。
地区担当の石井佐千生委員および白木敏明委員から報告をお願いします。

農業委員 (3番) 8月21日に説明を受けまして、今日現状を見られたと思いますが、畔以上に埋まっている状況です。説明の中で周囲にブロックで囲いをして土の流出を防ぐと言われていましたので、色々問題はありましたが問題無いと思いますので審議の方よりしくお願いいたします。

推進委員 (3番) 石井委員が言われたように、周囲の農地に迷惑が掛からないように土が流れないように、施工してもらえれば特に問題はないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 本件について意見や発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農地法第4条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件②は承認されました。

議長 続きまして付議案件③を議題に供します。地区担当の加藤陽一郎委員および吉田茂三委員から報告をお願いします。

農業委員
(6番) 現地を見ていただいたとおり、もう周りに農地はありませんし問題はないと思います。ご審議をお願いします。

推進委員
(6番) 見ていただいた通りもうほぼ宅地ですので問題無いと思われま
す。よろしく願いいたします。

議長 本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件③農地法第5条の規定による許可申請について、原案
のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件③は承認されました。

議長 続きまして付議案件④を議題に供します。おなじく地区担当の
加藤陽一郎委員および吉田茂三委員から報告をお願いします。

農業委員
(6番) 遠賀町のグラウンドの下にある農地で、いつも休耕されていた
ところで問題はないと思われま
す。よろしく願いいたします。

推進委員
(6番) 道路のすぐ横ですし、問題無いと思われま
すので審議の方よろ
しく願いいたします。

議長 本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。

付議案件④農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件④は承認されました。

議長 続きまして付議案件⑤を議題に供します。地区担当の石井佐千生委員および白木敏明委員から報告をお願いします。

農業委員
(3番) 本件については8月19日に説明を受けまして、特に問題はないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

推進委員
(3番) 問題無いと思いますので審議の方よろしくをお願いいたします。

議長 本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑤農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑤は承認されました。

議長 続きまして付議案件⑥について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の60ページをご覧ください。付議案件⑥農用地利用集積計画の承認についてでございます。全1筆、3,951㎡です。
円滑化事業の契約満了に伴う中間管理への切り替えによる利用集積計画となっております。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑥農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件⑥は承認されました。

議長 それでは報告案件について事務局より報告をお願いします。

事務局 議案書の 6 1 ページをお開きください。報告案件①農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知についてでございます。
利用権の合意解約ですが、今回の付議案件④農地法第 5 条の規定による許可申請の申請地となる農地でございます。解約 1 筆、2 2 2 m²となっております。

議長 報告案件について質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、その他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 ①農業祭について説明。
その他の案件については以上です。

議長 それではその他の案件について何かございませんでしょうか。

【ありません。】の声

議長 皆さんの方から他に何か意見などありませんか。

【ありません。】の声

議長

無いようですので、以上をもって、第27回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 1 0 時 2 5 分